

公告

公募型プロポーザル公告

令和 8 年度東備西播定住自立圏形成推進協議会インフルエンサーを活用した圏域観光プロモーション業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

東備西播定住自立圏形成推進協議会

1 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度東備西播定住自立圏形成推進協議会インフルエンサーを活用した圏域観光プロモーション業務

(2) 業務内容

令和 8 年度東備西播定住自立圏形成推進協議会インフルエンサーを活用した圏域観光プロモーション業務企画プロポーザル実施要領及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日まで

(4) 委託価格の上限

700,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当課

上郡町地域振興課 商工観光係

所在地：〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

電話番号：0791-52-1162（直通） F A X：0791-52-3293

メールアドレス：chiiki@town.kamigori.lg.jp

2 参加資格要件

本プロポーザル参加者は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 本業務に類似する業務を地方公共団体から元請として完了した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (3) 公告日から契約締結日までの間、赤穂市の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 赤穂市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者と関係を有する者でないこと。

3 応募の手続き等

(1) 参加表明書等の提出

- ①提出期限：令和 8 年 10 月 20 日（火） 午後 4 時 30 分必着
- ②提出方法：郵送（書留郵便）又は持参
- ③提出先：部会事務局（上郡町地域振興課 商工観光係）

(2) 質問書の提出

- ①提出期限：令和 8 年 10 月 7 日（水） 午後 4 時 30 分まで
- ②提出方法：メール
メールアドレス：chiiki@town.kamigori.lg.jp
- ③提出先：部会事務局（上郡町地域振興課 商工観光係）

(3) 企画提案書等の提出

- ①提出期限：令和 8 年 11 月 6 日（金） 午後 4 時 30 分必着
- ②提出方法：郵送（書留郵便）又は持参
- ③提出先：部会事務局（上郡町地域振興課 商工観光係）

4 委託候補者等の決定

本プロポーザルの審査は、圏域の職員で組織する審査委員会の各委員が評価基準に基づき評価を行うものとする。最高点を得た候補者を委託候補者とし、審査結果が同点で会った場合は、審査委員会で決定する。

5 契約の締結

最高点を得た優先交渉権者と、詳細な業務内容及び契約条件について協議し、

合意した上で委託契約を締結する。協議により提案の一部又は委託料を変更する場合がある。協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。また、業務の全部又は一部について、赤穂市の承諾なしに他者に再委託することはできない。